

「2025 年日本国際博覧会大阪ヘルスケアパビリオンアテンダントユニフォーム製作事業」

公募型プロポーザル実施要領

2023 年 8 月

一般社団法人 2025 年日本国際博覧会大阪パビリオン

目次

1 公募の趣旨	・ ・ ・ ・ ・	p. 3
2 事業の概要	・ ・ ・ ・ ・	p. 3
(1) 事業名称		
(2) 事業の内容		
(3) 事業費上限額		
(4) 事業期間		
(5) 対象人数		
3 事業者選定の概要	・ ・ ・ ・ ・	p. 4
(1) 選定方式		
(2) 選定方法		
(3) 審査方法		
4 本事業における契約	・ ・ ・ ・ ・	p. 4
5 公募および着开始までのスケジュール（予定）	・ ・ ・ ・ ・	p. 4
6 公募参加資格	・ ・ ・ ・ ・	p. 5
7 応募の手続き	・ ・ ・ ・ ・	p. 6
(1) 応募書類の提出スケジュール等		
(2) 必要書類		
(3) 応募の辞退		
(4) 審査書類の修正・変更		
(5) 審査書類の複製		
(6) 審査書類の返却		
(7) 審査書類の不備		
(8) その他		
8 参加申込書の提出	・ ・ ・ ・ ・	p. 10
9 質問の受付	・ ・ ・ ・ ・	p. 10
(1) 受付期間		
(2) 提出方法		
10 審査書類等の作成	・ ・ ・ ・ ・	p. 10
11 審査の方法	・ ・ ・ ・ ・	p. 13
(1) 審査方法		
(2) 事業者の選定		
(3) 審査結果		
(4) 審査対象からの除外（失格事由）		
(5) 資格審査に必要な書類の提出		
(6) デザインの修正・調整		
12 契約手続き		
13 その他	・ ・ ・ ・ ・	p. 16
	・ ・ ・ ・ ・	p. 17

1 公募の趣旨

2025年に開催される日本国際博覧会（以下「万博」という。）の開催都市である大阪府・大阪市が万博へ出展参加する大阪ヘルスケアパビリオン（以下「当パビリオン」という。）については、一般社団法人2025年日本国際博覧会大阪パビリオン（以下「発注者」という。）を2022年7月に設立し、建設、展示、運営、資金管理等の業務を行っています。万博において発注者が出展する当パビリオンでは、各国から多くの方々にご来場いただくことを想定しており、当パビリオンのアテンダントが着用するユニフォームのデザイン及び素材の調達、製作、運用を実施する事業者（以下「事業者」という。）を募集します。

本要領では、事業者を選定するにあたり、必要な事項を定めます。

なお、アテンダントユニフォームは、当パビリオンのテーマやコンセプトに沿い、機能性・耐久性に優れ、環境に配慮するとともに、誰もがいきいきと暮らす未来社会の価値を創造し、当パビリオンの展示とともに深く心に記憶されるものとなることをめざしています。

2 事業の概要

(1) 事業名称

「2025年日本国際博覧会大阪ヘルスケアパビリオンアテンダントユニフォーム製作事業」
（以下「本事業」という。）

(2) 事業の内容

本事業では、当パビリオンで来館者を案内するアテンダント（※）が着用するユニフォーム（靴・バッグ・帽子を含む）のデザイン、素材の調達、製作を行います。

その他、数量やサイズ調整も含めた納品管理、配付・保管・回収及び回収後の資源リサイクル等の運用業務も行います。

※アテンダントの業務内容：来館者の受付・案内・誘導、館内の簡易清掃、VIPの接遇、イベントなどでのPR業務 等

(3) 事業費上限額

26,400,000円（消費税及び地方消費税含む）

※アテンダント1名あたり220,000円以内（消費税及び地方消費税含む）

※ただし上記の予算には、以下を含む関連費用の一切を含むものとします。

- ・デザインに係る費用
- ・サンプルの製作に係る費用（サンプルは2案の製作を依頼予定）
- ・ユニフォームの広報発表等に係る素材（写真）の作成に係る費用
- ・採寸に係る費用
- ・納品に係る費用
- ・納品後の補修等メンテナンス業務費用
- ・回収及びリサイクル費用（リサイクル方法は応募者の提案による） 等

(4) 事業期間

契約日から2026年3月末日まで

(5) 対象人数

約 120 名（男女比未定。人数は予定であり、変更になることがあります。）

3 事業者選定の概要

(1) 選定方式

応募者の持つノウハウを反映させるために応募者より提案等を求め、提案内容等を総合的に評価し、事業者を選定する「公募型プロポーザル方式」とする。

(2) 選定方法

発注者は、発注者が定める公募参加資格を満たす応募者から提案を受け、評価点が最も高い応募者を受注に係る第一優先交渉権者として選定する。審査にあたっては発注者が設置するアテンダントユニフォーム製作事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）にて審査を行う。なお、会議の公平性の確保及び円滑な運営のため選定委員会は非公開とする。

(3) 審査方法

事業者の選定は、第 1 次審査、第 2 次審査の二段階で実施する。

ユニフォームのデザイン案の提案は、第 1 次審査を通過した応募者に対してのみ依頼するものとする。

ただし第 1 次審査の審査書類等の記載内容は、本要領の基本要求事項等が実現できるデザイン案（素材・働きやすさなどの機能性・リサイクル等を含む）を第 2 次審査で提案できることを前提に作成するものとする。

なお、審査については「審査書類等」および「プレゼンテーション」をもとに選定委員会の検討により総合的に判断し決定する。

4 本事業における契約

- (1) 発注者は、3 で選定した事業者を受注に係る第一優先交渉権者として協議の上、本事業の委託契約を締結する。この時点で第一優先交渉権者を、受注者と定める。
- (2) 本事業の予算の状況等の諸般の事情により、本事業の計画を変更したり、本事業の契約を行わない場合がある。

5 公募および着用開始までのスケジュール（予定）

2023 年 8 月 2 日（水）	公募要領公表（募集開始）
2023 年 8 月 10 日（木）	参加申込書類 電子メール提出×切／質問受付×切
2023 年 8 月 18 日（金）	参加申込書類（指定押印済書面原本）郵送×切（必着） ／質問に対する受注者からの回答
2023 年 8 月 31 日（木）	第 1 次審査書類 電子メール提出×切
2023 年 9 月 8 日（金）	第 1 次審査書類（指定押印済書面原本）郵送×切（必着）
2023 年 9 月 15 日（金）	第 1 次審査結果の通知
2023 年 10 月 16 日（月）	第 2 次審査書類 提出（持参）×切

2023年11月10日（金）	第2次審査結果の通知／事業者決定
2023年11月下旬	決定した事業者へサンプル製作依頼
2024年2月上旬	サンプルの提出（2案）
2024年2月中旬以降	必要に応じサンプルの調整
2024年3月下旬	デザイン最終決定
2024年4月中旬以降	必要に応じ修正サンプルの製作
2024年9月下旬	採寸、サイズ詳細確定
2025年3月上旬	納品、試着及びお直し
2025年4月上旬	着用開始

6 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす企業（以下「単体企業」という。）、又は複数の企業からなる共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。共同企業体で参加する者にあつては、(1)～(4)は構成員全員が該当するものとし、(5)～(7)についてはそれぞれの記載による。また、各構成員は2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

(1) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。

イ 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第3条第1項に規定する入札参加除外者

ウ 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者

エ 暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者

オ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札除外措置を受けていること

カ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱別表に掲げるいずれかの措置要件に該当すること

(2) 主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(3) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(4) 大阪府並びに大阪市から補助金交付等停止措置又は入札参加停止措置が講じられている者でないこと。

(5) 次に掲げる履行実績を満たすこと。共同企業体の場合は、代表構成員がこの履行実績を満たすこと。

・着用対象者を100名以上とする、アテンダントに準ずる接客職のオリジナルデザインユニフォーム一式の納入実績を有していること

※ウェア類において既製品にロゴマークを入れる、既製品の色替えをするなどで製作されたものはオリジナルデザインに含みません。また、一式に靴やバッグなどのアクセサリ類が含まれる場合、これらのアクセサリ類は既製品またはその加工品も可とします。

(6) 本事業全体を統括する責任者として、本事業期間を通じて以下の要件を満たす管理者を配置すること。

○ 管理者の雇用関係

(ア) 単体企業

参加申込書提出日において応募者となる企業との間で少なくとも3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(イ) 共同企業体

参加申込書提出日において代表構成員となる企業との間で少なくとも3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

注) 直接的な雇用関係とは、管理者とその所属する企業との間に第三者の介在する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいう。

(7) その他参加において次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア いかなる企業形態であっても、1者が本案件に重複して応募することはできない。

イ 応募者は次に掲げる者から直接又は間接的に支援を受けないこと。

・ 選定委員会の委員及びその家族

・ 選定委員会の委員及びその家族が主宰、役員、顧問及び所属をしている組織に所属する者。

7 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、下記のとおりとする。「6 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出すること。

(1) 応募書類の提出スケジュール等

① 実施要領公表日

2023年8月2日（水）

公表方法

一般社団法人 2025年日本国際博覧会大阪パビリオンホームページに掲載

expo2025-osakapv.or.jp/?p=885

② 参加申込書類の提出【電子メール】

受付期間：2023年8月2日（水）～ 8月10日（木） ※午後5時必着

※書面原本に関しては2023年8月18日（金）必着で郵送

③ 第1次審査書類の提出【電子メール】

受付期間：2023年8月2日（水）～ 8月31日（木） ※午後5時必着

※書面原本に関しては2023年9月8日（金）必着で郵送

④ 第2次審査書類の提出【持参】

受付期間：2023年9月15日（金）～ 10月16日（月） ※午後5時必着

（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

⑤ ②・③の提出方法

電子メールと指定書面のみ郵送で受け付ける。

なお、提出物の事務局への持参、指定書面以外の郵送、その他の方法等での提出は認めない。

- ⑥ ④の提出方法
受付場所（事務局）まで持参する。
- ⑦ 費用の負担
応募等に要する経費は、すべて応募者の負担とする。

(2) 必要書類

下記の書類について、それぞれ提出すること。

【参加申込書類】

- ① 参加申込書（様式1）
- ② 事業実績等調書（様式2）
※公募参加資格「6(5)の履行実績」の主なものを記載すること。
- ③ 参加資格保持の誓約書（様式3）
- ④ 守秘義務誓約書（様式4）

形式：①・②はPDFファイル、③・④は押印済の書面をPDF化のうえ、8月10日(木)までに電子メールで各1部提出すること。

また、③・④の押印済の書面原本は、8月18日(金)必着で郵送にて各1部当法人に提出すること。

【第1次審査書類】

- ⑤ 業務遂行に関わる組織および体制報告書
- ⑥ 納入実績及び実績に関するPR事項（様式5）
- ⑦ 基本要件事項（10【基本要件事項】参照）を満たすための提案書
- ⑧ 2024年3月のデザイン最終決定後～2025年3月上旬までの生産スケジュール表

形式：⑤・⑦・⑧はA4サイズの自由書式、⑥は押印済の書面、全てPDF化のうえ電子メールにてZIPファイルにまとめて提出すること。

また、⑥の押印済の書面原本は、9月8日（金）必着で郵送にて1部当法人に提出すること。

【第2次審査書類】

※全て持参のうえ各1部提出のこと

- ⑨ 提案デザイン画 原本 スリーシーズンスタイル
 - ・男性アテンダント、女性アテンダント 両方の着用スタイルが分かること
 - ・クールビズスタイルとなった際の外観が分かること
 - ・A3 タテ型のボードに貼付
 - ・CG の出力、手描きいずれも可
 - ・前姿(着装図)：着色必須、後ろ姿(製品図)：着色任意
- ⑩ 素材実物見本
 - ・全アイテムの表素材に加え、本要項で求める機能が裏地などの付属によって満たされる場合はこれも提出すること
 - ・実際に使用する素材と同一とすること

- ・混紡率等を明記すること（別紙参照）
- ・1素材につき10×10cm～A4サイズ程度（質感や伸縮性など判別可能なこと）
- ・A3タテのボードに貼付

※靴などのアクセサリ類については同一素材の実物サンプル等の提出でも可とするため、サイズ及びボードへの貼付は任意とする

⑪ 企画書

- ・最大A3サイズまで
- ・以下の事項を分かりやすく記した資料とすること
 - ア コンセプト
 - イ デザイン画とデザインの説明
 - ウ 素材の特徴、機能性
 - エ ユニフォームの機能性
 - オ アイテム構成、貸与枚数、サイズ展開
 - カ その他PR事項

⑫ 見積書

- ・1人あたりの総額及び単価 見積書（様式6）

（留意事項）

※デザイン提案数：1応募者3案まで（共同企業体構成員として参加する場合を含む）

※デザインは応募者の創作による未発表のオリジナルデザインに限ります。

※⑫は押印済の書面をご持参ください。

【第一次優先交渉権者として選定された後、資格審査に必要な書類】

- ⑬ 定款又は寄付行為の写し（1部）（原本証明を行うこと。）
- ⑭ 法人登記簿謄本（1部）
 - ア 法人の場合に提出すること。
 - イ 発行日から3ヵ月以内のもの。
- ⑮ 納税証明書(各1部)（未納がないことの証明：発行日から3ヵ月以内のもの）
 - ア 本店を管轄する都道府県税事務所が発行する都道府県税(全税目)の納税証明書
 - イ 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- ⑯ 財務諸表（写し1部：最近1ヵ年のもの、半期決算の場合は2期分）
 - ア 貸借対照表
 - イ 損益計算書
 - ウ 株主資本等変動計算書
- ⑰ 管理者の雇用関係確認資料（写し1部）
 - ※本人名と組織名のわかる『健康保険被保険者証』、『区市町村作成の住民税特別徴収税額通知書』、社会保険事務所作成の『被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書』等の写し又は本人と組織の直接的かつ恒常的な雇用の関係を証することができる資料の写し
- ⑱ 共同企業体で参加の場合
 - ア 共同企業体届出書（様式7）

イ 共同企業体協定書（写し）（様式 8）

⑱ 障害者雇用状況について

○雇用労働者数が 43.5 人以上の場合

- ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が 43.5 人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書（様式第 6 号）」の写し
- ・令和 4 年 6 月 1 日現在の状況について記載したもので、本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの（インターネットによる報告をした場合は、到達を確認できる書類を併せて提出すること。受付印は不要。）
- ・報告義務のある者のみ提出すること。

○常用雇用労働者数が 43.5 人未満の場合は様式 9 で提出のこと

【契約時に必要な書類(第一優先交渉権者のみ提出)】

⑳ 使用印鑑届（発行日から 3 ヶ月以内の印鑑証明書を添付）（様式 1 0）

㉑ （暴力団排除に関する）誓約書（様式 1 1）

(3) 応募の辞退

- ・応募者は、第 1 次審査書類を提出するまで、応募を辞退することができる。ただし、審査書類等の提出後は、辞退することができない。
- ・応募を辞退するときは、参加辞退届（様式 1 2）を提出しなければならない。
- ・辞退届を提出後は、当該辞退届を撤回できない。
- ・応募を辞退した者は、書類提出締め切り前であっても、当該公募には再度応募することができない。

(4) 審査書類の修正・変更

提出後の審査書類は理由の如何を問わず、修正、変更は認めない。（発注者が補正等を求める場合を除く。）

(5) 審査書類の複製

審査書類は、選定を行う作業に必要な範囲において複製することがある。

(6) 審査書類の返却

審査書類は理由の如何を問わず、返却しない。なお、審査書類は本要領に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

(7) 審査書類の不備

審査書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。

(8) その他

- ・応募は 1 者につき 1 提案とする（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。
※デザイン提案数については、7(2)【第 2 次審査書類】を参考のこと。
- ・提出書類に虚偽の記載をした者は本事業への参加資格を失うものとする。

8 参加申込書の提出

- 参加申込書類を提出する応募者は、2023年8月10日（木）午後5時までに以下宛先へ、その旨を明記したメールを送信すること。

宛先：osakapv-pq@expo2025-osakapv.or.jp

（メールの件名は「【参加申込書】大阪パビリオンユニフォーム：〇〇〇」とし、〇〇〇には社名（共同事業体は代表企業名）を記載してください）

- メール送信後、必ず電話で受信されたかの確認を行うこと。

電話番号：06-6115-6702

（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

- 「参加資格保持の誓約書（様式3）」「守秘義務誓約書（様式4）」の原本については下記の宛先へ2023年8月18日（金）必着で郵送すること。

宛先：〒559-0034

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルO's棟北館4階
一般社団法人2025年日本国際博覧会大阪パビリオン
出展・管理グループ

9 質問の受付

(1) 受付期間

2023年8月2日（水）～8月10日（木）※午後5時まで

(2) 提出方法

電子メール（osakapv-pq@expo2025-osakapv.or.jp）で受け付ける。

- ・「件名」の始めに「【質問】大阪ヘルスケアパビリオンにおけるアテンダントユニフォーム製作事業」と明記し、質問内容を「質問票」（様式13）に記載して添付すること。
- ・口頭（書類持参）、電話、FAXによる問い合わせは不可とする。
- ・質問票には、公募者名を特定できる内容を記載してはならない。質問票に公募参加申込者名を特定できる内容の記載がある場合、当該質問に対する回答は行わない。
- ・メール送信後、必ず電話（06-6115-6702）で受信されたかの確認を行うこと。
（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）
- ・質疑への回答についてはとりまとめの上、2023年8月18日（金）までに参加申込者全員に対しメール送信により行う。

10 審査書類等の作成

次のとおり審査書類を作成すること。なお、審査の内容は「11 審査の方法 【審査基準】」を参照することとし、その主旨に基づいて審査書類を作成すること。

【基本要求事項】

(1) 季別

○万博会期中(4~10月)の着用にあふさわしいスリーシーズンスタイルを基本とし、クールビズスタイル(6~9月ごろ)でも着用できるアイテム構成・デザインを求めます。

(例：ジャケットを脱ぐことでクールビズスタイルとしても着用できる、何らかのアタッチメントを外すことでクールビズスタイルとしても着用できる、など)

○勤務場所は主にパビリオンの館内(屋内)ですが、館外(屋外)での業務も想定されるため、これにあわせた提案を求めます。

(2) アイテム構成

○週5日勤務するアテンダントが日々着用し、各自で家庭洗濯などのメンテナンスをするにあたり、支障のないアイテム構成と貸与枚数及び機能を設定し、自由に提案してください。

※1人あたりのアイテム構成と貸与枚数の一例

ウェア類：ジャケット2枚／トップス4枚／ボトムス2枚

アクセサリ類：靴2足／帽子1ヶ／バッグ1ヶ

(3) 提案に関する多面的な検討

○SDGsの趣旨を踏まえ、次のとおり多面的な観点で考慮された提案としてください。

- ・CO2排出削減などが考慮された生地や付属品等の素材調達ができること
- ・会期終了後の回収およびリサイクルが適切にできること
- ・様々な体格に対応できるサイズ展開(サイズ調整や許容等の工夫を含む)とすること
- ・自由提案されたアイテム構成のなかで、会期中の着用を支障ない耐久性を有すること
- ・アテンダントが安全に着用でき、働きやすく、日々の手入れ等が容易であること
- ・無駄のない製造数量の調整をするとともに、会期中の緊急修理等に対応すること
- ・その他SDGsに貢献できる提案があること

○ユニフォームの適切な管理

- ・基本的なユニフォームの貸与状況、予備在庫状況、交換・メンテナンス状況等の管理を適切におこなうこと(ICチップやバーコードによる個体管理は不要)

(4) デザインの提案

○第2次審査時に提案するデザインについては、以下を踏まえた提案としてください。

- ・当パビリオンのテーマ・コンセプトを具現化するデザイン

参考：建築のコンセプト

〈大阪の新たな成長を発信するランドマーク〉

大阪はネットワークの重要な拠点として、内外から多くの人やものを受け入れ、多様な個性が集まり影響し合って発展してきました。大阪のパワーを世界に発信するパビリオンとして、多様な屋根の集まりを「水」と「木」で構成し、新たなランドマークを創出します。

〈有機的につながる、ひとつながりの回遊性〉

平面計画は、楕円の平面が有機的に重なり合う構成とし、各展示エリアをゆるやかなスロープによって連続させ、ひとつながりの回遊性を生み出すなど、ユニバーサルデザインを積極的に進めます。楕円はたまご、らせん階段はDNAから着想しています。

〈自然を感じる環境共生建築〉

脱炭素社会の実現に向けたミライの都市建築をめざすため、構造部材（鉄骨、ECM コンクリート）および外装・内装仕上材の使用において、脱炭素対策とリユース・リサイクルを徹底します。

屋根からは自然光がこぼれ落ち、頂部から風を抜くことで、建物内にいながらも風を感じることができます。屋根に水が流れ、アトリウムは水の中にいるような幻想的な空間とし、光、風、水に包まれた環境共生建築を体験することができます。

参考：大阪パビリオンPR動画

<https://expo2025-osakapv.or.jp/>

- ・年齢、性別、体型を問わず、誰が着ても違和感のないデザイン
- ・近未来の生活を彷彿とさせるようなデザイン
- ・ファッショントレンドを加味した、新規性のあるデザイン
- ・当パビリオンの顔として、アテンダントが接客するのにふさわしいデザイン

【第1次審査書類の提出】

- 「7(2) 【第1次審査書類】」を提出する応募者は、2023年8月31日（木）午後5時までに以下宛先へ、その旨を明記したメールを送信すること。

宛先：osakapv-pq@expo2025-osakapv.or.jp

（メール件名は「【第1次審査書類】大阪パビリオンユニフォーム：〇〇〇」とし、〇〇〇には社名（共同事業体は代表企業名）を記載してください）

なお、提出にあたっては、ZIP ファイルにまとめたうえで提出すること。

- メール送信後、必ず電話で受信されたかの確認を行うこと。

電話番号：06-6115-6702

（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

- 「納入実績及び実績に関するPR事項（様式5）」の原本については下記の宛先へ2023年9月8日（金）必着で1部郵送すること。

宛先：〒559-0034

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルO's棟北館4階
一般社団法人2025年日本国際博覧会大阪パビリオン
出展・管理グループ

【第2次審査書類の提出】

- 「7(2) 【第2次審査書類】」を提出する応募者は、2023年10月16日（月）午後5時までに受付場所へ持参すること。なお、持参の際は、必ず事前に受付場所まで連絡すること。

受付場所：一般社団法人2025年日本国際博覧会大阪パビリオン

住所：〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルO's棟北館4階

電話番号：06-6115-6702

なお、提出にあたっては各1部提出すること。

【注意事項等】

- ・ 審査書類等は、求める提案事項に対する発想、考え方を文章にて表現（デザイン画等を除く）することを基本とするが、提案にあたり図表を用いることにより文章の内容を適切に伝達できると考えられる場合は、図表を掲載することができる。
- ・ 書類等の審査に際し、提案内容の他、構成等含めた全体の表現力も評価するため、適切な文字の大きさ（10 p 以上）及び行間の設定などを行うこと。

11 審査の方法

(1) 審査方法

審査書類等を提出した応募者（以下「審査対象者」という。）を、「審査書類等」および「プレゼンテーション」により評価する。

ただし、発注者の判断により第1次審査の「プレゼンテーション」は行わない場合がある。第1次審査、第2次審査それぞれの審査基準は以下の一覧表のとおりとする。

【第1次審査】

○実施日

2023年9月上旬

（審査対象者の集合場所、審査実施場所やプレゼンテーション開始時刻、提案を受ける内容等は別途参加申込書に記載のメールアドレスあてに連絡する。なお、プレゼンテーションを実施しない場合はその旨連絡する。）

○プレゼンテーション

- ・ 大阪市内での対面のプレゼンテーション又はWeb会議にて実施。
- ・ 審査対象者の提案時間は20分以内とし、提出された第1次審査書類書を基に行うこととする。提案説明後、5分間程度の質疑応答の時間を設ける。
- ・ プレゼンテーションに出席できるのは、4名以内とする。
- ・ プレゼンテーションに必要な場合、事務局が用意するプロジェクター及びスクリーン（又は大型ディスプレイ）の使用を可とするが、PC 端末及び周辺機器は審査対象者で用意すること。なお、それらを使用する際の準備は、提案時間の20分に含めるものとする。
- ・ プレゼンテーションは、原則非公開とする。

○審査書類等及びプレゼンテーションの内容を評価して、選定委員会において、第2次審査対象の審査対象者を選定する。

○第1次審査の結果は、第1次審査対象者全員に通知する。

【第2次審査】

第1次審査を通過した審査対象者に対し、次の内容で実施する。

○実施日

2023年10月下旬

(審査対象者の集合場所、審査実施場所やプレゼンテーション開始時刻、提案を受ける内容等は別途参加申込書に記載のメールアドレスあてに連絡する。)

○プレゼンテーション

- ・大阪市内での対面のプレゼンテーションにて実施。
- ・審査対象者の提案時間は20分以内とし、提出された第2次審査書類を基に行うこととする。提案説明後、5分間程度の質疑応答の時間を設ける。
- ・プレゼンテーションに出席できるのは、4名以内とする。
- ・プレゼンテーションに必要な場合、事務局が用意するプロジェクター及びスクリーン（又は大型ディスプレイ）の使用を可とするが、PC 端末及び周辺機器は審査対象者で用意すること。なお、それらを使用する際の準備は、提案時間の20分に含めるものとする。
- ・プレゼンテーションは、原則非公開とする。

○第2次審査の結果は、第2次審査対象者全員に通知する。

(2) 事業者の選定

審査書類等提出書類及びプレゼンテーションの内容を評価して、選定委員会において、第1次審査の点数と第2次審査の点数を合計した点数の一番高い者を最優秀提案事業者とする。

(点数が最も高い者が2以上あるときは、該当者によるくじ引きにより選定する。)

最優秀提案事業者は特別の理由がない限り、第一優先交渉権者に決定する。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

【審査基準】

第1次審査

項目	配点	内容
企 画	10	事業費上限額を踏まえた、費用対効果の高い提案になっているか
	10	CO2 排出削減などが考慮された生地や付属品等の素材が使用できるか
	10	会期後のリサイクルが具体的で実現性のある提案であるか
	10	その他、SDGs の観点から工夫されている提案であるか
管 理	10	ユニフォームの貸与状況や在庫状況等の管理を適切に行うことができるか
	10	日々の家庭洗濯や手入れのしやすさを考慮した提案ができるか
	10	会期後のユニフォームの回収について適切な提案であるか
実 現 性	10	業務遂行にあたり問題のない組織、体制が整っているか
	10	審査対象者の特徴、事業内容、納入実績
	10	実現可能な生産スケジュールの提案であるか

第2次審査

項目	配点	内容
デザイン 及 び 機 能	10	当パビリオンのテーマ・コンセプトを具現化するデザインであるか
	10	年齢、性別、体型を問わず、誰が着ても違和感のないデザインであるか
	10	近未来の生活を彷彿とさせるようなデザインであるか
	10	ファッショントレンドを加味した、新規性のあるデザインであるか
	10	当パビリオンの顔として務めるアテンダントの接客業務に適したデザインであるか
	10	動きやすさ、寒暖対応、着心地、耐久性、収納力等の機能が満たされているか
	10	清潔な状態を保つため、汚れにくい素材で製作するなどの考慮がされているか
	10	様々な体格に対応できるサイズ展開、工夫など考慮されているか
総 合	10	提案されたデザインにおいて、第1次審査での提案事項が実現できているか
	10	見積額は妥当であるか

(3) 審査結果

- 第一優先交渉権者が決定した後、審査結果は審査対象者全員に通知する。
- 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を当法人ホームページにおいて公開する。

① 第一優先交渉権者及び次点者の評価点

※審査対象者が2者であった場合の次点者の名称・評価点は公表しない。

- ② 第一優先交渉権者及び次点者の名称
- ③ ①②のほかに審査対象者の評価点（名称は公表しない）

なお、審査書類の内容は、全審査対象者共通で非公表とする。

○個別の審査対象者からの非選定理由等の問い合わせについて回答することはできない。

(4) 審査対象からの除外(失格事由)

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外する。

- 選定委員会の委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- 他の応募者と審査書類等の内容又はその意思について相談を行うこと。
- 事業者選定終了までの間に他の応募者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- 審査書類等に虚偽の記載を行うこと。
- その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(5) 資格審査に必要な書類の提出

審査を経て第一優先交渉権者になった者は下記要領にて必要な書類を提出すること。

- 提出書類受付期間

審査結果の通知を行なった翌日から起算して 5 日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）とする。

- 提出書類

「7 応募の手続き(2)【第一次優先交渉権者として選定された後、資格審査に必要な書類】」に記載されている必要な書類。

(6) デザインの修正・調整

選定された事業者から提案されたデザインから発注者及び当パビリオンの総合プロデューサーや関連する事業者等と協議し、デザインを修正・調整の上で採用するデザインを決定することとする。選定された事業者は、提出された見積書の範囲内で、デザインの修正・調整に協力すること。

12 契約手続き

- (1) 第一優先交渉権者と発注者との間で協議を行い、双方による契約を締結する。
- (2) 第一優先交渉権者は、記名捺印した契約書および使用印鑑届（様式10）を、審査結果の通知がされた翌日から起算して10日以内に発注者に提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。第一優先交渉権者が期間内に契約書を提出しないときは、第一優先交渉権者としての権利を失い、発注者は契約を締結しないことがある。
- (3) 第一優先交渉権者が提出した提案については、採択後に発注者と詳細を協議するものとする。
- (4) 契約に際して、使用印鑑届（様式10）、（暴力団排除に関する）誓約書（様式11）を提出すること。誓約書を提出しないときは、契約を締結しない。
- (5) 第一優先交渉権者が、第一優先交渉権者として決定した日から契約締結の日までの間において、公募参加資格要件を満たさなくなる場合は、契約を締結しない。
- (6) (5)により契約を締結しない場合においても、発注者は一切の責めを負わないものとする。

13 その他

- (1) 応募提案にあたっては、本要領等を熟読し、記載事項を遵守すること。
- (2) デザインの発表への協力の他、大阪パビリオンアテンダントユニフォームの製作に関して取材を受ける場合があるため、その際には協力すること。
- (3) 提出されたデザインその他書類に関する著作権、意匠権等の一切の権利は全て発注者に移転し、一切の権利主張は無効とする。